

物価高騰重点支援給付金

(こども加算分 児童 1 人当たり 5 万円) のご案内

デフレ完全脱却のための総合経済対策として、物価高騰重点支援給付金を受給した世帯に、こども加算を支給します。

支給対象

次の①②全てに該当する世帯（既に他市町村で同等の給付金を受け取られた世帯は対象外です。）

- ①令和 6 年度新見市物価高騰重点支援給付金を受給した世帯
(令和 6 年度「住民税非課税・均等割のみ課税」世帯が対象)
- ②基準日（令和 6 年 6 月 3 日）時点で、同一世帯に児童（平成 1 8 年 4 月 2 日以降に生まれた児童）がいる世帯
- ただし、以下の児童も対象になる場合があります。※申請が必要です。
- 令和 6 年 6 月 4 日以降に生まれた児童

○別世帯で扶養している児童
- (児童のいる世帯が課税世帯もしくは児童が同等の給付金の加算対象である場合は対象外です。)

※令和5年度に同様の給付金を受けた世帯は対象外です。
※基準日時点で、施設に入所している児童（新見市内に住民票がある場合も含む）は対象外です。

支給額

児童 1 人当たり

5 万円

給付金支給の手続き

支給対象①②に該当する世帯

支給対象①に該当し、
次のいずれかにも該当する世帯

・令和 6 年 6 月 4 日以降に生まれた児童がいる世帯

・別世帯で扶養している児童がいる世帯

申請は不要です

該当する世帯には、順次支給案内を送付の上、令和 6 年度新見市物価高騰重点支援給付金を支給した口座へ振り込みます。

10/31 までに

申請が必要です

・申請書を子育て支援課もしくは各支局まで提出してください。

・児童が別世帯にいる場合は、別居監護申立書の提出も必要です。

詳しくは、子育て支援課までお問い合わせください。

❗ 給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



お問い合わせ



新見市 福祉部 子育て支援課

0867-72-6115

受付時間 平日8：30～17：15